

健康ほけん課国保年金班

## 国保の資格を喪失したあとに 医療機関を受診した場合の手続きについて

職場の健康保険に加入した場合は、14日以内に国保の資格喪失の 届け出をしなければなりません。(※自動では切り替わりません)

- ※たとえ職場の健康保険証の手続きが完了する間であっても国民健康保険を 使って受診をしてはいけません。
- ※誤って国民健康保険を使って医療機関を受診した場合は、保険が変更になったことをすぐに医療機関 (病院・調剤薬局・整骨院など)に連絡してください。

<フローチャートで確認してみよう!>



まずは、職場から発行された 「資格確認証」または「資格情報のお知らせ」の <u>『資格取得年月日』</u>または<u>『認定年月日』</u>を確認



この、『資格取得年月日』または『認定年月日』<u>以降</u>に、 国民健康保険を使って医療機関(病院 ・ 調剤薬局 ・ 整骨院など)を…

受診してない

受診した

国民健康保険は 使用できません

医療機関への連絡は 必要ありません

保険が変更になった旨を必ず 医療機関に連絡してください!!

<u>返納金についての</u> 詳細は次のページへ!



場合によっては返納金が 発生する可能性があります

### 国保の資格喪失後受診に伴う返納金とは??

社会保険への加入または平戸市外へ転出された方は、平戸市の国民健康保険(国保)の資格を失います。(届け出が遅れて遡って国保の資格を喪失した場合も同様です)

資格を失っている期間に国民健康保険を使用して医療機関を受診(喪失後受診)した場合、本来は新しく加入された健康保険または転出先の国保にて負担すべき医療費(7割~9割)を平戸市が立て替えて支払いをしている状態となっていることから、返納をしていただく必要が出てきます。(民法第703条の規定(不当利得の返還義務))

本来ならば現在加入している 社保等が負担すべきだが、 平戸市の国保の保険証を使用すると この部分が平戸市へ請求されてしまう



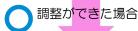
#### 〈資格喪失後受診があった時の事務の流れ〉



国保の資格を失った状態で医療機関等の受診を行った場合、受診した 医療機関へすぐにその旨の申し出を行うことで、医療機関での調整 (正しい健康保険者への請求のやり直し)ができる場合があります。



調整ができなかった場合



平戸市にて負担している医療費(7割~9割) について、返納していただく必要があります

医療機関にて調整をしていただくため、 返納金は発生しません

- ①市役所からあなた様へ医療費(7~9割分)の請求書(納付書)が送られてきます。
- ②あなた様が、金融機関等で医療費(7~9割分)を支払っていただきます。
- ③あなた様が<u>現在ご加入中の健康保険</u>に返納した分の医療費(7~9割分)の<u>請求</u>を行います。 (請求に必要な書類を平戸市よりあなた様へお送りいたします)

速やかに医療機関へ保険の資格変 更の連絡をすることで、こういっ た負担を負わなくてよくなります。

④現在加入中の健康保険からあなた様へ医療費(7~9割分)が振り込まれます。



# よくあるご質問と

- Q. 国民健康保険税は支払ったのですが、保険税とは違うのですか?
- A. 医療費返還については、平戸市の国保が負担した医療費をお返しいただくもので 保険税とは異なります。なお、保険税については国民健康保険の資格がなくなっ た日の前月分までの計算となっており、別途精算となります。
- Q. 新しい健康保険から交付される書類(資格確認書または資格情報のお知らせ)が届く のに時間がかかった、またはマイナポータルの情報の更新がまだだったため、国民健 康保険を利用したのですが。
- A. そのような場合であっても、新しい健康保険の資格を取得した後は平戸市の国保の資格は無くなっていますので、平戸市国保は使ってはいけません。
- Q. 市外へ転出した後も知らずに使ってしまったのですが。
- A. 転出先の市町村で国保加入の手続きをしていなくても、市外へ転出をした場合は 市外への転出日以降(転出が海外の場合は転出日の翌日以降)は平戸市の国保は 使ってはいけません。
- Q. 新しい健康保険から交付される書類(資格確認書または資格情報のお知らせ)ができるまで、またはマイナポータルの情報が更新されるまでの間は病院に行けないのですか?
- A. 医療機関の窓口で健康保険の切り替え手続き中であることを申し出てください。 その日は一旦、10割を支払うこととなりますが後日精算をしてくれることがあります。また、病院が精算をしてくれなかった場合は新しく加入した健康保険へ請求することもできます。

#### ※保険は正しく使いましょう※

保険を誤って使用した場合は、医療費を平戸市へ返納したり新しい健康保険へ請求を したりと経済的・時間的に大きな負担がかかります。

そのような手続きを発生させないためにも、ほかの健康保険へと加入した場合は速やか に国保の喪失手続きをしてください。

> 脱退後は月の途中であっても必ず、 現在かかっている医療機関等へ新しい 保険の提示をお願いします。



問い合わせ先: 平戸市役所 健康ほけん課 国保年金班 TEL: 0950-22-9124